

令和7年度保健師中央会議

保健師に期待すること ～保健所長の立場から～

久留米市保健所 藤田 利枝

令和7年8月29日（金）

はじめに

○保健師についての研究や分析

⇒ 専門家にお任せします

○今日の内容は

⇒ 行政で働く同志として、保健所長として

保健師（特に統括保健師）へ送るメッセージ

保健師を取り巻く現状

変わっていく社会構造や多様化する課題

高齢化、単身世帯の増加

生涯独身率

個人・世帯の課題・リスクの複雑化

外国籍の増加

在宅ケアの増加

地方出身者の増加

限界集落

自然災害の増加

保健師不足

全ての課題に真っ向から立ち向かうのか？

自治体における保健師の配置

法や制度が変わるたびに増える配置先

	合計	本庁									保健所			
		小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	その他	小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門
都道府県	5,898	1,017	495	171	36	80	49	30	142	14	4,308	313	3,976	19
市区町村	33,307	11,724	5,032	1,782	1,918	36	1,369	623	421	543	3,922	305	3,617	-
保健所設置市	10,120	1,819	355	410	377	20	239	156	191	71	3,367	266	3,101	-
特別区	1,683	263	50	37	122	1	23	11	13	6	555	39	516	-
市町村	21,504	9,642	4,627	1,335	1,419	15	1,107	456	217	466				
合計	39,205	12,741	5,527	1,953	1,954	116	1,418	653	563	557	8,230	618	7,593	19

	市町村保健センター					
	小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	介護保険部門	その他
都道府県						
市区町村	11,209	8,901	1,948	162	98	100
保健所設置市	3,506	2,122	1,240	112	9	23
特別区	761	648	112	-	-	1
市町村	6,942	6,131	596	50	89	76
合計	11,209	8,901	1,948	162	98	100

	左記以外の施設													
	小計	市町村保健センター 類似施設等	精神保健福祉センター	支援母子健康センター * 3	福祉事務所	地域包括支援センター	介護保険施設 老人福祉施設等・	児童相談所	福祉施設等	教育委員会 * 1	警察	病院 * 2	保健師等養成所 (大学を含む)	その他
都道府県	573		149		3			178	43	58	23	30	22	67
市区町村	6,452	1,999	79	1,843	312	1,402	11	120	288	134	-	70	2	192
保健所設置市	1,428	450	79	407	114	99	-	98	104	30		8	2	37
特別区	104	17	-	23	11	-	-	22	13	10		-	-	8
市町村	4,920	1,532		1,413	187	1,303	11		171	94		62		147
合計	7,025	1,999	228	1,843	315	1,402	11	298	331	192	23	100	24	259

2040年を見据えた 保健師のあり方に関する検討会

趣旨

2040年に向けて、さらなる人口構造や社会環境の変化を迎える中で、引き続き地域において保健師が保健活動を展開していくためには、自治体保健師の確保・育成を含め、施策の優先順位や重点化を意識し、効率的・効果的に保健活動を進めていく必要がある。保健師活動指針は、平成25年の改正から10年以上が経過し、その間に地域保健指針の改正も行われていることから、一体的に運用されている現在の地域指針との整合を図るとともに、2040年を見据えた地域における保健師の保健活動のあり方を議論することとする。

統括保健師の役割

- 保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進
- 技術的及び専門的側面からの指導及び調整
- 人材育成の推進

統括保健師の役割 一歩先へ

- 保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進
- 技術的及び専門的側面からの指導及び調整
- 人材育成の推進



保健師を中心とした保健活動

自・自治体組織、近隣自治体組織の横断的調整

統括保健師の役割 一歩先へ

- 保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進
- 技術的及び専門的側面からの指導及び調整
- 人材育成の推進



庁内の人材や外部組織を上手に使った指導
不得意分野をカバーする調整

統括保健師の役割 一歩先へ

- 保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進
- 技術的及び専門的側面からの指導及び調整
- 人材育成の推進



(保健師＋職員)としての適切な能力獲得
学びの環境を幅広く

これからの人材確保

人材確保できないという悩み

看護学部も定員割れの時代

保健師募集への充足度は？

採用にバリエーションを

次世代育成

若者が何を求めているか、ニーズに沿って

人材不足になる前に

多くの自治体で職員数は減っていく

保健師の業務も見直しが必要になる

デジタル化できる事は積極的に

他の専門職をうまく使う、連携する

住民や地区組織への技術移転

委託の活用と適切なフォロー

業務の見直しを

どんなに頑張っても対応できない時に

対象者を見極める

潔くラインを引く

最低限を決めておく

有事の時も同じ考えが必要になる

「あげたい」を実現する

- 住民のために役に立ちたい
- 助けてあげたい
- 守ってあげたい
- 励ましてあげたい

これが保健師の原動力になっている

プレイヤーになってしまうのではなく、それができるのは誰か、どこかを探す

「したいこと」と「すべきこと」

- 離職の相談:「やりたいことと違っていた」、「したいことが見つからない」
- 「したいこと」の前に、「すべきこと」はできているか
- 保健師としての義務を果たした先に、したいことができるようになるのでは

「すべきこと」を習得・実施できる仕組みや支援を

「想い」で未来をつくる

- じっと待つ でなく積極的に創る
- 1人の声が法律を変えることもある
- 最悪=ここから先は良くなるしかない
- 自分がここにいるのは偶然か必然か
どちらでも良い。これからに生かすことが大事。

保健師の定義

保健師助産師看護師法

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第二十九条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第二条に規定する業をしてはならない。

第三十五条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たって主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第三十六条 保健師は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

「道」をつくる

華道、書道、茶道、柔道、空手道・・・

道 日常の活動を極めて、人を磨く

極める その時その時を丁寧に心を込めて行う

活動、毎日の仕事が道になる

「保健師道」

保健師にもっと活躍して欲しい

- 私なんてと言わないで
- 先人たちが築いたものをさらに磨いて
- 後輩に渡すバトンを一緒に作り上げる
- 地域づくりのヒントを他部局からもらう
- 計画づくりに積極的に関与を
- 予算がつかないときには、お金がなくてもできる事を
- 大学や研究部門との連携を
- 土木や農林は専門職も幹部になる。保健師も！

公衆衛生をフィールドとする仲間へ

- 存在は目立たなくても重要な分野・業務
- “専門職”を都合良く使われても受け流し、反論のチャンスを狙えば良い
- 時代の変化を見越し、様々な協働を進めよう
- 経験の浅い行政医師（保健所長）に叱咤激励を